

社会福祉法人溪仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人溪仁会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事のうち、この法人を主たる勤務場所として職員に準じて勤務する者）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等（役員のうち、常勤の理事以外の者）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第8条の規定に準ずる額

(法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第21条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数

から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

別表1 (費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合

1日につき	5,000円
-------	--------

(2) 監事が、監査を実施した場合

1日につき	5,000円
-------	--------

別表2 (常勤役員報酬月額)

役員名	報酬月額	備考
理事長	70万円までの範囲	
常務理事	50万円までの範囲	